

活動報告 ～ 秋年末闘争を中心に

1、はじめに

愛労連の秋年末闘争は、参院愛知再選挙をたたかうなかで開催した、第11回定期大会で方針を決定し本格的なとりくみに入りました。

参院愛知再選挙は、村山内閣発足後はじめての国政選挙として、新旧連立の悪政に審判を下す絶好のチャンスと位置づけ、政党の現状と協力共同の関係、政党選択の基準を示すとともに、何よりも要求実現と革新的世論の結集にむけ職場での旺盛な政治論議を組織することを訴えてたたかいました。

<投票結果> (投票率・42、87%)

都築 譲 931、936

水野 時朗 544、637

末広真季子 473、703

大村 義則 114、693

牧野 剛 88、883

2、人勸・賃金確定や一時金カット撤回のたたかい

94年の人勸は、春闘史上最低を記録した民間春闘の結果をうけて、人事院の「民間準拠」というかたくなな姿勢とのたたかいになりました。

愛労連は、94国民春闘の締めくくりの意味を含め、県公務共闘と共同し、人事院や中部事務局に対して、2年連続の一時金削減反対や賃金確定での生計費重視、官民比較方式の改善などの要求で要請交渉を行いました。

また、関係組合の決起集会や座り込み行動などの行動展開には、民間組合を中心に相互激励や交流を具体化し、官民一体のとりくみを重視し闘争を展開しました。

<結果について>

人事院勧告1、18%・3975円(8月2日)、愛知県人事委員会は、1、1

6%・4750円（10月3日）、名古屋市人事委員会1、21%（9月2日）の史上最低の超低額勧告に加え、2年連続の一時金削減という極めて不当な内容となりました。

3、年末一時金闘争は、長引く不況や円高を理由にした資本の「低額押え込み」の強行姿勢とともに、公務関係の一時金結果を利用した宣伝が繰り返されるなかで、生活防衛をめざす厳しいたたかいとなりましたが、産別統一闘争を軸にした闘争展開で、昨年実績「確保」か「やや上回る」状況をつくりだし終息しました。

しかし、中小の幾つかの産業・業種では、経営危機も表面化するなかで、雇用と職場を守る立場から昨年を大きく下回る回答で妥結を余儀なくされた組合もありました。（回答情報を参照）

4、不況打開、リストラ「人べらし合理化」反対のたたかい

大企業をはじめとしたリストラ「人べらし合理化」や生産拠点の海外移転など、労働者への雇用と権利に対する攻撃が強まるもとの、事前協議・同意約款協定など積極的な要求をかけたたたかいを展開しました。

組織内の中小でのたたかいは、全体的にはリストラ攻撃を許さない状況をつくりだすとともに大企業でのとりくみも一定の変化をつくりだしつつありますが、いっそう強まるであろう攻撃とのたたかいにむけて、これまでの愛商連との共同「不況・リストラ、くらしと営業を守る県民共同」を更に強化することが重要となっています。

タイ・マレーシアへの調査団（24名、労働者12名・業者7名・研究者5名）の派遣は、進出日系企業の実態調査と現地労働者との交流とともに、産業空洞化に反対し日本経済の民主的転換をめざす、国内でのたたかいに大いに役立つものとなりました。

また、11・16の栄総行動と結合した「愛知争議総行動」の展開は、具体的な闘争解決に貢献する行動として、また、尾東地域での行動を通して新たな情勢を切り開きつつあります。

（愛知に於ける争議状況は、別紙を参照下さい）

5、年金改悪反対を中心とする3課題のたたかい

愛労連は、年金改悪、消費税率の引き上げ反対、ガット農業合意の批准・コメの輸入自由化反対、小選挙区制区割り法案反対、自衛隊法改悪など、臨時国会をめぐる情勢にかみ合ったたたかいを展開するために「企画調整会議」を設置し、たたかいの広がりとしの力を集中を図ってきました。

年金闘争では、常任闘争委員会と年金労組連絡会を軸に、地域労連と単産の連携を強め運動を展開しました。

消費税率引き上げ反対・廃止を求めるたたかいは、止めさせる会の臨時事務局を愛労連に設置するとともに常駐体制を確立し、県下に組織された連絡会との共同闘争の前進に努力してきました。

コメの輸入自由化反対のとりくみは、食農県愛知の会とともに宣伝・要請・催しなどを成功させてきました。

また、小選挙区制区割り法案反対をはじめ、平和と民主主義の課題では、小選挙区制反対愛知フォーラムや愛知革新懇との連携でたたかいを展開するなど県内に於けるセンターとしての役割を発揮してきました。

<年金闘争をめぐる総括の要点>

- (1)、高齢化社会・財政危機論など十分な世論形成ができなかったものの、65才くり延べの実施時期や国庫負担の付帯決議など法案の手直しをさせることができた。
- (2)、学習会が定員をオーバーする参加で見られるように労働者の感心の高さを示した一方で、国民年金や無年金者を運動に組織できなかった。
- (3)、「4・20」「11・17」など、はじめてストラキを配置し本格的なたたかいを開始したことは、今後の年金制度改善・拡充を求めるたたかいに労働組合としての「構え」を固めることになった。
- (4)、年金改悪反対闘争の展開で、地域労連と単産の共同闘争が前進し、今後の諸課題での運動展開に大きな教訓をつくることができた。
- (5)、今後の年金制度改善・拡充のたたかいを発展させるために、改悪された年金制度の学習会を行い、学習と怒りをあらためて確認することが重要である。

6、愛知県の労働行政に関する要求と交渉結果について
別紙を参照

7、国鉄闘争について

(1)、とりくみ状況は、

別紙

(2)、国労とJ Rの和解について

別紙

8、95国民春闘の準備について

別紙の方針で

9、知事選挙闘争のとりくみについて

別紙の方針で

10、愛労連・事務所の移転について

3月1日から第2労働会館に移転します。

項目	内容	準備作業	責任幹事
消費税引き上げ反対	①学習活動		
	②組織内外宣伝活動		
	③署名活動	署名用紙を準備	
	④地域連絡会議への参加と結成		
	⑤9/26県議会要請行動		
	⑥9/26pm5:30金山宣伝行動	各組合から18名参加	
	⑦9/16pm6:30連絡会代表者会議	活動の強化を確認	
年金制度改悪反対	①9/14年金学習会	会場に溢れる130名参加	
	②9/17pm1:30栄宣伝行動	74名参加、383筆の署名を集約	
	③9/11-17パレードのピラ宣伝活動	地域労連・自治労連共同で20万活用	
	④10/5-6全労連第1次宣伝行動	ピラ20万枚の残を活用、5日は名古屋集会	
	⑤10/15(土)pm栄宣伝活動	58名参加、	
	⑥署名活動	137190筆集約(12月末まで)	
	⑦年金110番活動	10/22-23、17件の相談	
	⑧年金闘争ニュースの発行	4回発行	
	⑨9月議会意見書採択申し入れ活動	岡崎、半田、大治、美和、豊橋、扶桑で採択	
⑨国会要請行動	中央行動と結合し4回実施、単産も独自で		
国保福祉改悪反対闘争	健保法改悪にともなう入院給食費負担	県は医療費対象としたが償還方式なので現物支給方式を求めて、県交渉(9月12日)と団体署名を実施	
コメの輸入自由化反対	①全国キャラバン行動10/1-3	具体的には食農健と相談。宣伝かで	
	②10/2、第5回食糧メーデー	3000人参加	
	③市町村要請行動・団体署名	食農健と共同で	
不況・リストラ反対 公務員賃金確定闘争 一時金闘争 採用差別闘争	①リストラ反対政策づくりと申し入れ活動	共同する会を軸に	
	②公務員賃金確定闘争	公務員関係労働組合と協議し行動展開	
	③年末一時金闘争	要求や回答状況の集約、闘争相互激励	
	④雇用確保採用差別反対闘争	革新懇と共同でシンポ。関係官庁へ申し入れ	
	⑤タイ・マレーシア調査活動	10月29日~11月5日、24名	
小選挙区制反対闘争 平和闘争	①「10.21安保破棄全国統一行動」	「11/13集会」の前段の集会として位置づけ 安保と諸団体で実行委員会結成、800名参加	
	②「ヒロシマ・ナガサキアピール」署名	第1次集約:10/24。第2次集約年末。単産・地域労連へ具体的に要請	
国鉄闘争	①9/28「一の日行動」	金山駅宣伝に23名参加。6カ所要請に16名	
	②11/3「JRの7年を検証」シンポ	70名参加	
	③「全動労かたせる会」会員拡大	勝たせる会の役員中心にオルグ活動	
争議支援	①10/1争議交流集会	11/3pm2:00~自治労連県本部に23名参加	
	②11・16愛知争議総行動	栄総行動と共同、尾東地域も実施し50名参加	
地労委民主化闘争	①9/19地労委裁判	傍聴87名、早朝宣伝19日24名・20日7名	
	②団体署名の推進	1000団体を突破	
	③12・9差別行政告発シンポ	49名参加	

項 目	内 容	準 備 作 業	担 当 者
国会闘争	①臨時国会開会日、職場集会	通達の発送・組織内宣伝物の作成	
	②10/5 集会	①とき:10/5(水) pm6:30 ②ところ:栄小公園 ③名称:年金制度改悪・消費税率引き上げ・コメの 輸入自由化反対、村山反動政治許すな! 雇用とくらし守れ諸要求実現総決起集会 ④1200名参加	
	③対臨時国会闘争組織内宣伝行動	①全労連発行のビラを50000枚活用	
最低賃金闘争	①11/21-30、最賃制遵守宣伝行動	基準局交渉、署名活動を展開	
	②関係官庁・経営者団体要請行動		
全労連・全国統一行動	①10/5-7全国統一宣伝行動	ビラを20万枚活用	
	②10/17-11/51千万ビラ配布行動	ビラ40万を地域労連と単産で地域配布	
	③「11.13国民大運動」中央集会	愛知から1200名の参加	
	④「11.13中央集会」連帯県民集会	中止し、中央集会に集中	
	⑤秋季第2次全国統一行動	①実施日:11/17 ②行動:ストライキなど実力行使をふくむ行動	
国政・県政革新行動	①「県政の会」9.29決起集会	①参加目標1000名参加	
	②「県政の会」事務局員派遣	①「会」へ10月から1名派遣、12月からさらに1名	
	③臨時カハ ^o の具体化	大会決定にもとづいて実施	
	④愛労連の取り組み	労働者選対の確立、地域労連・連絡会への結集	
95国民春闘の具体化	①95春闘学習討論集会	①開会日:12/10(土) pm1-11(日) pm12:30 ②場所:県研修センター ③講師:戸木田嘉久、森靖雄 ④95国民春闘方針提案 ⑤150名参加 ⑥主催:愛労連・春闘共闘	
	②95国民春闘臨時大会	①10/20-21春闘方針作成懇談会の開催 ②11月下旬の幹事会で確認 ③臨時大会開会日:95/1/14(土)	
	③新春大学習会	①講師:政治課題=浅井基文氏 愛知の状況・労働運動=大木一訓氏 いのちと健康=山田信也氏 ②会場:産業貿易館 ③開催日:1/8(日)、200名参加	
	④春闘アンケート	①組織内清刷り発送 ②第1次集約10月末	
	⑤95愛知春闘共闘委員会の結成	12月10日~11日の春闘討論集会で発足	
	⑥ビクトリーマップ ^o の作成	①労問研と共同作業で、名証1部・2部156社	

【労働相談 110番】・スタッフ会議

94年12月12日～14日

愛労連・会議室

一)、スタッフ

<12日>

愛知国公 ()
自治労連 ()
運輸一般 ()
建設一般 ()
事務局 ()

<13日>

愛知国公 ()
愛高教 ()
JMIU ()
全国一般 ()
事務局 ()

<14日>

愛知国公 ()
医労連 ()
全国一般 ()
運輸一般 ()
事務局 ()

二)、対応の基本

(1)、相談内容を正確に把握する。

(2)、アドバイスをし、相談された本人が解決の努力するよう励ます。
労働組合の活用、無いところは作るか入ることを促す。

(3)、本人の努力だけで解決が難しいと判断した場合は、法律（弁護士事務所）
や行政機関（監督署・安定所・自治体窓口）などを紹介する。

(4)、内容によっては、労働組合づくりや加入（一人でも入れる）を促し、愛
労連の単産や地域労連を紹介する。

(5)、記入用紙に相談内容のポイントや対応の終わりか継続かを判断し記入す
る。

(6)、その他

三)、相談内容の整理

- (1)、リストラ「合理化」の情勢や連合の態度、労働組合の本来の目的や必要性(愛労連の方針)に、できるだけふれる。
- (2)、解雇の手続きや内容の不当性を明らかにするとともに、本人の決意や仲間づくりの必要を促す。
- (3)、法的対応か会社との話し合い解決かの判断をすること、本人の決意で解決できることを伝える。

四)、解雇整理の4原則(裁判の判例での到達点・社会的常識に)

- (1)、人員削減の必要性
- (2)、整理解雇を選択することの必要性(解雇を避ける努力義務)
- (3)、被解雇者選定の妥当性
- (4)、手続きの妥当性

五)、整理別相談項目

(1)、賃金関係

憲法(25条や28条など)や労働3法(労働基準法・労働組合法・関係調整法)、会社の就業規則や賃金規定などとの関係を明らかにする。

(2)、労働条件関係

労働時間関係の相談が多く基準法や既得権を守る重要性とその対応。
(タダ働き・賃金不払い、一方的な条件の切下げなど)

(3)、雇用と権利関係

首切り、出向、配転、これらへの対応

六)、その他

年末争議支援カンパについて

<支給対象組合及び支給基準> (案)

組合員一人100円(任意)カンパを財源に、昨年基準をベースに支給基準を決め、関係単産を通じて争議組合・争議団に届けます。

(1) 対象組合

<組織内>

1. 運輸一般・豊栄運輸支部(9名、中労委)
運輸一般労組組合員に対する昇給・昇格差別
2. 運輸一般・ブラザー陸運支部(7名、名古屋高裁)
不当差別・基準法にもとづく賃金不払い
3. 運輸一般・豊橋合同支部小野田分会(20名、名古屋地裁豊橋支所)
全化同盟を脱退し運輸一般に加盟時、反対派に対する組合財産の返還請求
4. 全動労・愛知県支部(4名、中労委)
国労ストライキの代替の残業命令拒否に対する不当処分
5. 全国税・愛知県支部(54名)
当局による組合差別、昇給・昇格差別
6. 全税関・名古屋支部(36名)
当局による組合差別、昇給・昇格差別
7. JMIU・アクロス分会(1名)
残業不払い、不当労働行為など

8. 運輸一般中部生コン支部アサノ分会(9名、地労委・名古屋地裁)
組合つぶしを狙った運輸部門の閉鎖・全員解雇
9. 運輸一般中部生コン支部愛北生コン分会(5名)
解散、全員解雇
10. 運輸一般中部生コン支部平安分会(8名)
解散、全員解雇
11. 運輸一般中部生コン支部名古屋レミノン分会(1名)
病気を理由とした解雇
12. 運輸一般南部地域支部大石梱包分会(1名)
不当解雇
13. 運輸一般南部地域支部日光分会(1名)
組合つぶしを狙った解雇
14. 運輸一般南部地域支部溝口運輸分会(1名)
不当解雇

15. 運輸一般尾三地域支部東海サービス分会（2名）
事故を理由とした不当解雇
16. 地域労組きずな・貯木アオイ分会（2名、地労委・名古屋地裁）
組合否認・解雇
17. 医労連愛治労組（5名）
組合つぶしをねらった解雇
18. 全国一般愛知支部・建設業信用調査協会分会（1名）
職場の人間関係を理由とした不当解雇
19. 映産労・名古屋分会（2名）
倒産による雇用確保と再建闘争

< 県内組織外 >

1. 中部電力・人権侵害思想差別撤廃訴訟原告団（90名、名古屋地裁）
2. 大同製鋼労災認定闘争「なくす会」（4名、労働基準監督署）
3. 日立の賃金差別をなくす提訴団（3名、地労委）
4. 山内過労死裁判（1名、最高裁）
5. 渡邊労災裁判（1名、名古屋地裁）
6. 松井過労死裁判（1名、名古屋地裁）
7. 渡辺（タクシー）過労死裁判（1名、名古屋高裁）
8. 渡辺過労死裁判（1名、最高裁）
9. たちばな事件（4名）刑事弾圧事件（4名、最高裁）
10. 名古屋南部公害裁判原告団・あおぞら裁判支援する会（名古屋地裁）
11. 国民救援会愛知県本部
12. 治安維持法犠牲者国賠同盟愛知県本部
13. 愛商連・津島民商「浅野闘争」

< 全国争議 > 省略

(2) 93年度支給基準(案)

< 組織内 >	7 争議組合	一律 3 万円	2 1 万円
	1 2 解雇争議 (被解雇者)	一律 2 万円 一人 2 万円	2 4 万円 7 6 万円
< 組織外 >	県内 1 3 闘争団	一律 2 万円	2 6 万円
< 特別支給 >	国鉄・闘争団	1 0 万円	1 0 万円
	愛障協「冬期カンパ」	5 万円	5 万円

尚、全動労・争議団へは、国鉄カンパから64万円（1名1万円）を送ります。

1994年12月1日

「愛知県の労働行政に関する要求書」 に対する愛知県の回答

愛労連は、結成から5年目を迎えた11月17日に愛知県知事に対して要求を提出し、12月1日に(午前10時30分～12時30分・白壁合同庁舎)に回答を求めて交渉を行った。

県の対応は、山本主幹以下労働福祉課・労政課の課長級6名

愛労連側は、坂崎副議長以下21名が参加

- ・幹事会から坂崎、見崎、加藤(瑠)、土井、阿部、青山、鈴木、千葉、平出、鶴野、根村、加藤(勝)、佐藤、平田、永井
- ・単産と地域労連から黒島(全国一般)、杉本(千種名東)、木村(名水労)、鹿野(生協労連)、吉村(自治労連)、竹内(愛労連事務局)

<要求項目及び回答の趣旨>

- 1、連合愛知はみずから「県下唯一のローカルセンター」と言っている(91年連合愛知議案書)が、県は愛労連についてどういう認識を持っているか、見解を明らかにすること。

<回答>

- (1)、愛労連を「県の上部団体」と認識している。その点で連合愛知と同じと考えている。労働省の労働組合基礎調査では、全労協やIMFJC、中部交運労協も含まれている。
 - (2)、ローカルセンターについては、定義がないこと、また県として認知する、しないと言うものでないと考えている。
-
- 2、県が設置している審議会・委員会のうち、愛知県地方職業安定審議会や産業労働懇話会など、労働組合・労働団体代表が参加しているすべての審議会・委

員会の名称、性格、運営、委員構成、任期などを明らかにすること。

また、私たちのみるところ、現在それらの審議会・委員会の委員（労働者代表）は、ほとんど連合系で占められており、愛労連からは一人も選任されていないが、その理由を明らかにすること。

<回答>

- (1)、労働部の関わる審議会は4つ（①地方職業安定審議会、②名古屋港地区安定審議会、③障害者雇用審議会、④職業能力開発審議会）あり、労働者委員は18名で、その内の3割が連合以外から選任されている。
- (2)、愛労連を差別しているのではないし、特定の団体を決めているわけでもない、県の労働行政を推進する上で、ふさわしい人をお願いしているが、たまたま、結果としてこのようになっている。

3、愛知地労委の労働者側委員（7名）については、89年12月以降、従来の慣行を無視して連合系委員の独占が続いており、愛労連が公正な選任を要求して貴職と裁判で争っているのは広く県民に知られているところであるが、この事態を解決するため、愛労連はじめ関係組合と話合いの意志があるかどうか明らかすること。

なお全国的に見ると、東京、大阪、沖縄、高知などで連合独占は改められており、私たちはこれが正常な姿と考えるが、どうか。見解を明らかにすること。

<回答>

- (1)、委員の選任は、人事案件で話合いで決めるものでない。
- (2)、県としては、関係法令にそって行っている。
 - ・全国情勢については、見解を示さなかった。

4、勤労者教育文化事業実行委員会や愛知県労働安全衛生研究センターへの、県からの助成金・委託料の実態について明らかにすること。

<回答>

(1)、教育文化事業委員会に、1010万円補助している。事業内容は6つ(①夏の集い、②ふれあいフェスティバル、③青年の集い、④女性の集い、⑤高令者の集い、⑥勤労者音楽祭)である。

誰でも参加できるように開かれているので、(この実行委員会の催しに)みなさんも参加してほしい。

・申請があれば、検討することはやぶさかでないが、県の主旨(労働行政)に合致するかどうかだ。県としては、(今の状況で)行政目的を果していると考えている。

(2)、研究センターへは、講習会や啓発活動を目的に200万円を助成している。

5、県が毎年実施している海外労働事情視察団のメンバーの選出基準・方法や実施された過去の内容・成果を明らかにすること。

<回答>

(1)、欧米労働事情調査は、時々の状況にふさわしい労働経済、労使関係、雇用事情などの項目で労使一体(労働者3名・経営者2名、一人当たり90万円)で実施、参加者から報告を求め行政の参考にしている。

選出は、行政目的にふさわしい人をお願いしている、従来は労働組合の代表的な団体(連合)と県経営者協会をお願いしている。

・みなさん(愛労連も対象団体としては)も土俵は一緒と考えている。

(2)、アジア事情調査は、進出企業の労働事情、アジアとの相互理解などを目的に、県内の労使関係や県の労働行政に資するため実施している。

選出方法は、欧米労働事情調査と同じ(考え)だ。

6、愛知県労働協会は、勤労会館の管理運営や労働者対象の文化・教育事業などを行う県の外郭団体であるが、その財政や役員・事務局構成等からして、県の労働行政と密接不可分な関係にある。

ところが、その運営は、労働組合を代表する理事（3名）や参与（約20名）がすべて連合系で独占されているのをはじめ、きわめて公平・公正さを欠くと言わざるをえない。この点について、貴職の見解を明らかにすること。

<回答>

- (1)、協会の構成は、理事17名（内3人が労働組合委員）、参与21名で理事会が選任しているが、県内の多くの労働者を代表する組合にお願いしている。
- ・現状では、連合にお願いしている。

7、県内の労働団体に対する組合事務所（土地を含む）の貸与や補助金・助成金支給について、県はどのような基準をもち、どのようにしているか、明らかにすること。

<回答>

- (1)、県としての基準はない。労働協会が連合から「貸してほしい」と言われ、貸付契約を結んだ。
- ・協会の「貸し部屋事業」は、定款にも合致していると考えているが、連合に貸したのであり、連合加盟の単産は「また貸し」で禁止される。
 - ・愛労連からも相談があれば「話しは聞いてもよいが」との発言も。

<交渉のむすび>

- (1)、回答の全体を通じて、何故、愛労連から委員が参加できないのか、まともな回答になっていない。今後も話合いの必要があること。
- (2)、事務レベルでの話合いが、これで限界であることがはっきりした、重ねて文書回答を求めるとともに、次回には責任のある（政治判断のできる）立場のものが出席すること。
- (3)、審議会等の実態、教育文化事業や貸し部屋事業の基準など明確にすること。
- (4)、今後は、事務的な詰めを急ぐとともに要求を具体的にすること。

平成6年12月24日

合 意 書

運輸大臣 亀井善吾 殿

国鉄労働組合

中央執行委員長 永田稔光

国鉄労働組合は、この度、次の方針を第13回中央執行委員会において決議したので、この旨を表明することとします。

記

- 1 国鉄労働組合は、国鉄が分割・民営化されたことを認める。
- 2 健全かつ正常な労使関係の構築に努力する。

以 上

日本国有鉄道清算事業団（以下「事業団」という。）並びに国鉄労働組合（以下「国労」という。）及び財団法人国鉄労働会館（以下「国労会館」という。）は、国労において国鉄が分割・民営化されたことを認め、健全かつ正常な労使関係の構築に努力することを方針としたことに伴い、事業団の国労に対する202億円訴訟並びに事業団の国労及び国労会館に対する八重洲国労会館明渡し訴訟につき、次のとおり合意をした。

1 (八重洲国労会館明渡し訴訟)

事業団と国労及び国労会館とは、八重洲国労会館の明渡しにつき、基本的合意が成立したことを確認し、訴訟上の和解手続において、すみやかに、同旨の訴訟上の和解を成立させるものとする。

2 (202億円訴訟)

事業団は、事業団と国労及び国労会館との間において、八重洲国労会館明渡しについての訴訟上の和解が成立したときは、国労に対する202億円訴訟を取り下げることにする。

平成6年12月24日

日本国有鉄道清算事業団 理 事 長 西村康雄
 国鉄労働組合 中央執行委員長 永田稔光
 財団法人国鉄労働会館 理 事 長 宮坂 要

大臣談話

平成6年12月24日

労働大臣コメント

1. 今般、国鉄労働組合は、国鉄が分割・民営化されたことを認めるとともに、健全かつ正常な労使関係の構築に努力していくことを表明しました。

国鉄労働組合の従来の方針がこの表明により転換されたことは、国鉄改革の円滑な遂行という観点から、意義深いものと考えます。

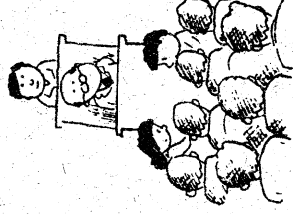
2. また、これを契機として、長い間の係争事案であった202億円訴訟と八重洲国労会館明渡問題について、清算事業団と国労及び国労会館との間で合意が成立し、訴訟上の和解手続を通じて、事態の円滑な解決が図られることとなりました。

このことは、清算事業団の業務上の大きな課題が解決したということであり、同事業団を所管する運輸省としても、誠に喜ばしく、関係者に対して心から敬意を表するものであります。

平成6年12月24日

「202億円訴訟」及び「八重洲国労会館明け渡し訴訟」について、関係者の間で本日、合意が成立したことは、永年にわたる紛争事案が解決したことであり、関係者の御努力に対し敬意を表したい。

この合意を契機に、JR労使の関係者の努力により、健全かつ正常な労使関係が構築されることを強く期待したい。



本部電送No.217号による、202億損害賠償請求訴訟に関わる資料を掲載します。職場討議に活用して下さい。

1994年12月25日
国鉄労組組合

202億損害賠償請求訴訟並びに国労会館(本部)立ち退き訴訟の和解解決とそれに到る経過等について

1. 経過

- (1) 本部は9月8日に結審し、来年3月に判決が出される202億損害賠償について、厳しい判断を求められてきた。18年10ヶ月という長い裁判の中で、スト権の意義(「労働者の生存に直結する手段」であること～詳細は別紙)とその重要性などから、スト権を全面的に、かつ一律に禁止することは許されないと主張を中心に、我々は闘ってきた。
- (2) しかし、我が国における民主主義の現状、とりわけ労働運動に対する判例等を見た場合に、202億損害賠償の判決も厳しいものになることが想定された。仮に敗訴判決がでた場合には、組織に多くの攻撃がかけられ、それに伴う混乱が想定されるし、そしてこれからの労働運動に対するしめつけ、特にストライキに対する弾圧(罪悪論のエスカレーター)が強められることも、念頭におかなければならなかった。勿論、非民主的な攻撃を跳ね返す闘いは、これからも構築していかなければならないが、我が国の労働運動の現状などからも、最悪の事態だけは回避しなければならぬという判断に立った。解決にあたって清算事業団側から、202億損害賠償の取り下げと合わせて、国労会館(本部)の立ち退き訴訟の解決を求められたことから、両事件について、和解により解決することとした。
- (3) 8月30日に本部三役が亀井運輸大臣と会見して以来、亀井運輸大臣と永田委員長による話し合い・会談は10数回に及んだが、この中では1,047名の地元JR復帰の問題と、202億損害賠償に重点がおかれた。その中でまず202億損害賠償の取り下げ・和解による解決を促進する中から、全体の解決に向かう努力を重ねて行くこととした。
- (4) そのためには、国労の姿勢(「分割・民営化」)されたことを認める。健全かつ正常な労使関係の構築に努力する～別紙)を明確にしてほしいことと、国労会館の立ち退き訴訟も、あわせて解決すべきことが求められた。
- (5) この申し入れをうけて、12月12日から9回にわたり、清算事業団と三役に交渉を重ねた結果、12月22日に大筋合意に達し、12月24日に合意書に調印するに到った。
- (6) 調印後、亀井運輸大臣は記者会見の席上で、さらに解決のための土俵がつくられたことを強調した。
- (7) この間の取り組んできた経過の承認と、最終的判斷を委員長に一任することを、12月19日に開催した第13回中央闘争委員会で決定した。翌20日に開催した第3回エリア委員長・書記長会議においても、上記中央闘争委員会決定内容の承認を得た。
- (8) 18年10ヶ月にわたった202億損害賠償訴訟は、このような経過をたどって、来年1月にも取り下げにより和解解決がなされることとなる。この意義の重要性を各級機関と組合員に徹底し、闘争指示第44号による運動を全力で展開していくこととする。

2. 別紙の解説

(1) 委員長の表明に関して

- ① 『「分割・民営化」されたことを認める』について、国労は第50回大会までは、国鉄の「分割・民営化」に反対する方針を掲げて闘ってきた。しかし、1987年4月1日に「分割・民営化」が実施された以降は、その事実の上で、いかなる経営形態であっても、『安全を第1とした公共交通としての性格を大切にいくこと』、その拡充を求めていくこと(第51,52,57,58,59,回大会)『地方交通線を守る』、『第3セクターを守る』、『第56,57,58,59,回大会)『「分割・民営化」による矛盾を是正していくこと』(第57,58,59,回大会)等を方針として運動を展開してきた。
- ② 『健全かつ正常な労使関係を求めたい』という考えは、将来の鉄道交通のあり方を探求していくこととした。以上第59回大会では、鉄道交通政策を決定し、将来の鉄道交通のあり方を探求していくこととした。以上第59回大会では、国鉄が「分割・民営化」されたことは認めた上で、我々は、前記の方針を掲げて闘ってきたが、亀井運輸大臣から「分割・民営化」に対する見解を求められたので、改めて明確にしたところである。尚、これによって1,047名の不採用事件を始めとした、数多にのぼる不当労働行為事件について、影響を及ぼすのではないかと、風聞(最悪のものは、JRでの係争事件の取り下げ)があるが、そのような心配は全くない。亀井運輸大臣も『「分割・民営化」を認める』ということと、23条にまつわる争いや、未解決のままにある1,047名の不採用事件を始めとした、JRとの係争中の不当労働行為事件を解決していくことは、全く別の問題との認識を示している。従って、これからの運動に何ら制限が加えられるものではなく、当然のことではあるが、労使共同宣言を求められたものでもない。
- ③ 『健全かつ正常な労使関係の構築に努力する』について、我々は、このような労使関係の構築を求めてきたが、これからも公平・公正な労使関係を求めていく考えである。
- ④ 亀井運輸大臣も我々とJRの労使関係について、健全かつ正常とは見えていない。大臣は正常化のためには、国労はもとよりではあるが、JR側も正常化に向けて取り組まなければならないことを主張された。
- ⑤ すでに、日産自動車使宜供与事件の最高裁判決(昭和62年5月8～別紙)で今日のJRの片寄った組合対応は、許されないことが明らかとなっている。
- ⑥ 今般の事件解決を契機に、全ての未解決事件を解決していく上においても、健全かつ正常な労使関係の構築をめざし努力していく。

(2) 「合意書」に関して

202億損害賠償請求と国労会館(本部)訴訟に関しては、当初、それぞれの財産価値を評価して、一体で整理したいという考えが、清算事業団から示された。しかし、そもそも別事件であるという我々の主張に、亀井運輸大臣も理解を示し、最終的には別々に行うこととした。

具体的には、来年の1月中旬に裁判所において、立ち退き料等の諸条件を整理した上で、両裁判の取り下げによる和解で解決することとなる。

※ 概要は以上であるが、202億損害賠償取り下げ署名に取り組んだ全組合員と家族、そして協力してくれた全ての団体・仲間に対し、改めて敬意を表する。この旨を徹底するように要請し、重ねて感謝の気持ちを伝えたい。尚、詳細については、来年1月11日に開催する全国エリア・地方本部委員長、書記長会議で報告する。

以上